

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果  
第9回ワーキンググループ検討分

2015年2月2日  
国際協力機構審査部

1. 緊急を要する場合の環境社会配慮確認

1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」

問．緊急を要する場合は、どのように対応するのですか？

答．緊急時においても、原則として、環境社会配慮ガイドラインに従った手続きを行うことが望ましいと考えます。ただし、自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合は、早期の段階において、カテゴリ分類の結果、緊急と判断した理由、そして実施する手続きの内容について環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開します。また、JICAが必要と判断した場合は助言を求めます。

これまでの運用では、開発計画調査型技術協力において、緊急を要すると判断された案件があります。その際には、本来であれば開発計画調査型技術協力の実施前に行う環境社会配慮確認を緊急性の観点から省略しました。ただし、開発計画調査型技術協力の実施段階において、これらの環境社会配慮確認を行うことにより、適切な実施の確保に努めました。なお、開発計画調査型技術協力以外のスキームに対して、今後、緊急時の措置が適用される可能性も想定されます。

1. 2 第9回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 人命・人道上、緊急的に支援が必要となる場合を除き、カテゴリ A 案件は、環境社会配慮ガイドライン 1.8「緊急時の措置」の対象外とすることが望ましい。
- 環境社会配慮ガイドライン 1.8 では「自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合」を緊急時と判断すると記載されているが、これまでにどのようなケースが緊急時と判断されたか例示するなど、判断基準が提示されることが望ましい。
- これまでの運用では、開発計画調査型技術協力により自然災害へ対応する案件に、環境社会配慮ガイドライン 1.8「緊急時の措置」が適用されているが、こ

れ以外のスキームに対して「緊急時の措置」が適用する場合には助言委員会に対し実施する手続きの内容の説明がなされることが望ましい。

- 緊急の対応として環境社会配慮の簡略化が行われる場合、事業実施後のモニタリングやフォローアップ措置が適切になされる必要がある。

以上